第２号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住　　所　仙台市青葉区木町通一丁目４番１５号

事業者名　仙台市交通局
代表者名　交通事業管理者　吉野　博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
南北線全駅	ホームに櫛ゴムを設置することにより車両との隙間を縮小 （令和3年度から令和7年度までの整備箇所：全17駅 R3：1駅　R4：2駅　R5：4駅　R6：5駅　R7：5駅）	八乙女駅・黒松駅・北仙台駅・愛宕橋駅・河原町駅

②　鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・渡り板による乗降支援 ・筆談用具／コミュニケーション支援ボードの配備	・車いすのお客様等に対し、渡り板による乗降支援を実施した。 ・各駅に筆談用具とコミュニケーション支援ボードを配備している。

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
声掛け運動	・地下鉄を安全に安心してご利用いただくとともに、事故を未然に防止するため、高齢者や身体の不自由な方に対し積極的に声掛けを行う。	・日頃から積極的な声掛けを実施している中で、「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに合わせ、声かけ・見守りの強化月間を設けて対応した。
サービス介助士の管区駅配置	・移動に制約があるお客様に安全・安心してご利用いただけるよう、各管区駅にサービス介助士の資格を有した駅務助役を配置し、各駅においてお困りのお客様がいた際は対応するとともに、駅務員のバリアフリーに関連する指導・助言ができる環境を整備する。	・サービス介助士の資格を持つ駅務助役がそのノウハウを駅務員に伝達し、車いすのお客様などに対し列車の乗降のお手伝いを実施した。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バリアフリー情報提供	・地下鉄南北線・東西線におけるバリアフリーの取り組み状況やバリアフリー設備について、交通局ウェブサイトなどで情報提供する。	・バリアフリーに関する取り組み状況などについて、交通局ウェブサイトで情報提供を行った。
エレベーター等点検情報提供	・エレベーター・エスカレーターの定期点検予定・工事予定を交通局ウェブサイトに掲載するとともに、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会を介して障害者団体へ情報を提供する。	・点検・工事の都度、障害者団体へ情報提供を実施した。

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
高速鉄道全体集合研修の実施	・お客様に地下鉄を快適にご利用いただくため、接遇のスキルアップを図り、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深めることを目的として、サービス向上研修を実施する。	・異常時を想定した案内放送やお客様から求められているホスピタリティについて外部講師を迎え研修を実施した。
外部接遇研修の実施	・更なる知識や技術の向上を図るため、局内での実施が困難なものや先進的取り組みについて、外部機関の研修を受講する。	・盲ろうの方を講師に迎え当事者としての体験談や盲ろうの方と接する際のポイントについて研修を実施した。
駅係員介助研修の実施	・高齢の方や身体の不自由な方が、安全かつ安心して地下鉄をご利用いただけるよう、接客や介助のスキルアップを図る研修を実施する。	・定期教育訓練において、接遇・介助研修を実施し対応スキルの向上を図った。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
マナー啓発活動	マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出する。	マナー啓発キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出した。

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・小学生を対象とした交通バリアフリー教室を実施した。
　令和7年9月4日
　　黒松小学校：5年生　62名
・春と秋に、高校生の列車内及び駅構内における乗車マナーの意識の醸成を図るため、みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン運動を実施した。
・高齢者と身体の不自由な方等との意見交換会を開催した。当事者から直接意見を聴取し、情報を共有するとともに、今後の取り組みに活かしていく。

（３）報告書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載

（４）その他

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定・実施している。

第2号様式（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住　　所　仙台市青葉区木町通一丁目4番15号
事 業 者 名　仙台市交通局
代 表 者 名　交通事業管理者 吉野 博明

Ⅰ．鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和8年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	都道府県	23区・郡・市	町・村・区	一日当たりの利用者数	有人駅・無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降設備の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
仙台市交通局		泉中央　駅	南北　線	宮城県	仙台市	泉区		48,488 人			○	1	1	2 （2）基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		八乙女　駅	南北　線	宮城県	仙台市	泉区		15,418 人			○	1	1	2 （2）基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		黒松　駅	南北　線	宮城県	仙台市	泉区		9,054 人			○	1	1	1 （1）基	1 基	基	1 （1）箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		旭ヶ丘　駅	南北　線	宮城県	仙台市	青葉区		13,662 人			○	1	1	3 （3）基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		台原　駅	南北　線	宮城県	仙台市	青葉区		12,016 人			○	1	1	2 （2）基	6 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		北仙台　駅	南北　線	宮城県	仙台市	青葉区		17,142 人			○	1	1	2 （2）基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		北四番丁　駅	南北　線	宮城県	仙台市	青葉区		20,048 人			○	1	1	2 （2）基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		勾当台公園　駅	南北　線	宮城県	仙台市	青葉区		34,642 人			○	1	1	2 （2）基	12 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		広瀬通　駅	南北　線	宮城県	仙台市	青葉区		19,984 人			○	1	1	2 （2）基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		仙台　駅	南北、東西　線	宮城県	仙台市	青葉区		168,678 人			○	2	2	7 （7）基	31 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
仙台市交通局		五橋　駅	南北　線	宮城県	仙台市	若林区		14,754 人			○	1	1	2 （2）基	5 基	1 基	1 （1）箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		愛宕橋　駅	南北　線	宮城県	仙台市	若林区		5,372 人			○	1	1	2 （2）基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		河原町　駅	南北　線	宮城県	仙台市	若林区		10,518 人			○	1	1	2 （2）基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		長町一丁目　駅	南北　線	宮城県	仙台市	太白区		8,934 人			○	1	1	3 （3）基	8 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		長町　駅	南北　線	宮城県	仙台市	太白区		18,942 人			○	1	1	2 （2）基	7 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		長町南　駅	南北　線	宮城県	仙台市	太白区		23,008 人			○	1	1	2 （2）基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		富沢　駅	南北　線	宮城県	仙台市	太白区		16,884 人			○	1	1	2 （2）基	4 基	基	1 （1）箇所		○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		八木山動物公園　駅	東西　線	宮城県	仙台市	太白区		11,520 人		○	○	1	1	2 （2）基	10 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		青葉山　駅	東西　線	宮城県	仙台市	青葉区		10,360 人		○	○	1	1	3 （3）基	14 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		川内　駅	東西　線	宮城県	仙台市	青葉区		7,616 人		○	○	1	1	3 （3）基	6 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		国際センター　駅	東西　線	宮城県	仙台市	青葉区		7,346 人		○	○	1	1	2 （2）基	4 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		大町西公園　駅	東西　線	宮城県	仙台市	青葉区		6,310 人		○	○	1	1	3 （3）基	10 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		青葉通一番町　駅	東西　線	宮城県	仙台市	青葉区		15,912 人		○	○	1	1	3 （3）基	12 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		宮城野通　駅	東西　線	宮城県	仙台市	宮城野区		8,248 人		○	○	1	1	2 （2）基	14 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		連坊　駅	東西　線	宮城県	仙台市	若林区		8,758 人		○	○	1	1	3 （3）基	8 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		薬師堂　駅	東西　線	宮城県	仙台市	若林区		12,110 人		○	○	1	1	3 （3）基	8 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		卸町　駅	東西　線	宮城県	仙台市	若林区		12,416 人		○	○	1	1	3 （3）基	10 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		六丁の目　駅	東西　線	宮城県	仙台市	若林区		9,050 人		○	○	1	1	3 （3）基	11 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
仙台市交通局		荒井　駅	東西　線	宮城県	仙台市	若林区		8,044 人		○	○	1	1	1 （1）基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
		（合計）29 駅							0 駅	12 駅	29 駅	30	30	29 29 駅 71 （71）基	29 0 駅 210 0 基	1 駅 1 基	3 3 駅 3 （3）箇所	12 駅	29 駅	29 駅	29 駅	29 駅	29 駅	29 駅

第2号様式（日本工業規格A列4番）　追加調査様式1

Ⅰ．鉄道駅の移動等円滑化の達成状況

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	前年度報告内容（現在の基準に対する適合状況） 段差への対応	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	転落防止のための設備の設置の有無	前年度基準適合していたにも拘らず、本年度不適合となっている場合、その詳細及び理由(第14号様式と比較すること)	市町村が作成する移動等円滑化基本構想における生活関連施設に位置付けられた駅	うち、1日当たり平均利用者数が2000人以上、3000人未満の駅	一日当たりの利用者数の算出方法
仙台市交通		泉中央　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通		八乙女　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		黒松　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		旭ヶ丘　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		台原　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		北仙台　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		北四番丁　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		勾当台公園　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		広瀬通　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		仙台　駅	南北、東西　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		五橋　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		愛宕橋　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		河原町　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		長町一丁目　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		長町　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		長町南　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		富沢　駅	南北　線	○		○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		八木山動物公園　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		青葉山　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		川内　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		国際センター　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		大町西公園　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		青葉通一番町　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		宮城野通　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○		○		令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		連坊　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		薬師堂　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		卸町　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		六丁の目　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
仙台市交通局		荒井　駅	東西　線	○	○	○	○	○	○	○				令和7年度平均利用者数から一日当り平均を算出
		（合計）29 駅		29	12	29	29	29	29	29		13	0	

第2号様式（日本工業規格A列4番）　　追加調査様式2

Ⅰ．鉄道駅の移動等円滑化の達成状況

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	「段差への対応」等に係る補足												移動円滑化実績等報告の対象範囲		視覚障害者誘導用ブロックに係る補足		「案内設備の設置の有無」に係る補足			「障害者対応型便所の設置の有無」に係る補足				「転落防止のための設備設置の有無」に係る補足			
				段差への対応状況（平成30年10月から施行された移動等円滑化基準以前の基準に適合したもの）	段差への対応状況（平成30年10月から施行された移動等円滑化基準に適合したもの）													「視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無」の補足		案内設備			便所が設置されている駅	うち、移動等円滑化基準には適合していないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所の設置の有無			ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等の設置の有無（移動等円滑化基準第20条第6，7号に適合するもの）	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等の設置の有無（移動等円滑化基準第20条第6，7号に適合しないもの）		線路側以外の端部における旅客の転落を防止するための柵の設置されている駅（移動等円滑化基準第20条第8号に適合するもの）
				公共用通路と車両等の乗降口との間の経路		うち、主たる通行の用に供する経路との長さの差への適合状況（移動等円滑化基準第4条第10項に適合しているもの）	うち、乗継ぎ経路（自社内）への適合状況（移動等円滑化基準第4条第11，12項に該当するもの）	うち、乗継ぎ経路（他事業者間）への適合状況（ガイドライン）	うち、移動等円滑化基準第4条第8項によるエレベーターの複数化、大型化への対応状況	移動等円滑化された経路の複数化の状況	移動等円滑化基準第18条の2の対象となる駅	利用の状況は1日あたりの乗降人数が10万人以上	線路が4線以上の規模（通過線等旅客扱いを行わない線路を含む）	出入口の設置状況が、移動等円滑化された経路を構成する出入口から線路、水路等を挟んだ各側へ容易に移動できない配置	移動等円滑化基準第18条の2への対応状況	対象範囲の分類	改札外の段差解消状況	視覚障害者誘導用ブロックの敷設の状態	誘導ブロック形状・寸法及び配列の、JIST9251規格準拠状況	運行情報提供設備の設置の有無（第10条に適合するもの）	点字による案内板等の設置の有無（第12条第2項に適合するもの）	音案内の有無		オストメイト対応の水洗器具以外は移動等円滑化基準に適合している便所が設置されている駅	移動等円滑化基準には適合していないため第14号様式で「身体障害者対応型便所」には該当していないが、車いす使用者の利用に配慮した便所が設置されている駅	車いす対応型ではないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所が設置されている駅		ホーム縁端を警告する点状ブロックが設けられている駅	点状ブロック形状・寸法及び配列が、JIST9251規格に部分的に準拠している駅	
仙台市交通		泉中央　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通		八乙女　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		黒松　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	−	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		旭ヶ丘　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		台原　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		北仙台　駅	南北　線	◎	○	○	−	◎	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		北四番丁　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		勾当台公園　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		広瀬通　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		仙台　駅	南北、東西　線	◎	○	○	◎	◎	○	◎	×	○	×	×				◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		五橋　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		愛宕橋　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		河原町　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	−	○	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		長町一丁目　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		長町　駅	南北　線	◎	○	○	−	◎	○	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		長町南　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		富沢　駅	南北　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	△	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		八木山動物公園　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		青葉山　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		川内　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		国際センター　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	−	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		大町西公園　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		青葉通一番町　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		宮城野通　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	○	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		連坊　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		薬師堂　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		卸町　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		六丁の目　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	○	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
仙台市交通局		荒井　駅	東西　線	◎	○	○	−	−	−	◎	×	−						◎	○	●	○	◎○●▲	○				○			○
		（合計）29 駅		29	29						0				0					0	29		29				29	0		

第2号様式（日本工業規格A列4番）

Ⅰ．鉄道駅の移動等円滑化の達成状況

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差を解消する設備の設置の有無	ホームと車両乗降口との段差・隙間													ホームドア設置に関する補足									
					番線（のりば）数（合計）	〔コンクリート軌道かつ直線ホーム〕							〔コンクリート軌道かつ直線ホーム〕以外					番線（のりば）数（合計）	ホームドア、可動式ホーム柵が設置されている番線（のりば）数	ホームドアが設置されていない番線（のりば）数	ホームドアが設置されている番線（のりば）（番号や名称）	ホームの形状	ホームドアの種別	路線名	ホームドア設置年月	当該路線の設置状況	備考
						目安値以内の箇所がある番線（のりば）数（合計）	目安値以内の箇所がない番線（のりば）数（合計）						目安値以内の箇所がある番線（のりば）数（合計）	目安値以内の箇所がない番線（のりば）数（合計）													
							整備計画あり（R8年度～R12年度）	整備計画あり（R13年度～又は時期未定）	整備計画なし					できる限り段差・隙間を小さくする対策を講じている番線	整備計画あり（R8年度～R12年度）	整備計画あり（R13年度～又は時期未定）	整備計画なし										
									整備困難な理由	整備困難な理由⑧	その他の理由																
仙台市交通		泉中央 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H22.2	◎全駅	
仙台市交通		八乙女 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H22.2	◎全駅	
仙台市交通局		黒松 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H22.2	◎全駅	
仙台市交通局		旭ヶ丘 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H22.1	◎全駅	
仙台市交通局		台原 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H22.1	◎全駅	
仙台市交通局		北仙台 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H22.1	◎全駅	
仙台市交通局		北四番丁 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.12	◎全駅	
仙台市交通局		勾当台公園 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.12	◎全駅	
仙台市交通局		広瀬通 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.12	◎全駅	
仙台市交通局		仙台 駅	南北、東西 線	○△	4	2	2											4	4		1.2番線3,4	島式1面2	可動式ホー	南北線東2	H21.12H27	◎全駅◎全駅	
仙台市交通局		五橋 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.11	◎全駅	
仙台市交通局		愛宕橋 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.11	◎全駅	
仙台市交通局		河原町 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.11	◎全駅	
仙台市交通局		長町一丁目 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.11	◎全駅	
仙台市交通局		長町 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.10	◎全駅	
仙台市交通局		長町南 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.10	◎全駅	
仙台市交通局		富沢 駅	南北 線	○△	2		2											2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	南北線	H21.10	◎全駅	
仙台市交通局		八木山動物公園 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		青葉山 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		川内 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		国際センター 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		大町西公園 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		青葉通一番町 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		宮城野通 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		連坊 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		薬師堂 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		卸町 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		六丁の目 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
仙台市交通局		荒井 駅	東西 線	○△	2	2												2	2		1.2番線	島式1面2	可動式ホー	東西線	H27.12	◎全駅	
		（合計） 29 駅			29	60	26	34	0	0	0		0		0	0	0	60	60	0							

第２号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住　　所　仙台市青葉区木町通一丁目４番１５号

事業者名　仙台市交通局
代表者名　交通事業管理者　吉野　博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第２号様式）

注１．複数の路線が乗り入れる鉄道駅は１鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

２．有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

４．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条及び第18条の２の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

５．プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

６．段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

７．エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第７項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

８．エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第９項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

９．その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10．傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第６項及び第６条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

11．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第９条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

12．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

13．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第２項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14．障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は―印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

15．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

16．車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第１号から第３号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

17．転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第６号から第８号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

18．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

19．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

20．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。